



福岡県医発第1190号(保)
平成15年 9月26日



小郡三井
各医師会長殿

福岡県医師
会長 関原



政府管掌健康保険における被保険者証のカード化及び被保険者証の更新の実施について

健康保険の被保険者証は健康保険法施行規則第47条により様式は1人1枚のカード様式が原則ですが、実施可能な保険者から実施することとし、それまでの間は世帯型様式も認められています。このたび、社会保険庁では、平成15年10月1日から政管健保の1人1枚のカード様式の被保険者証の交付を新規に資格を取得する者から実施することになりました。

既に、資格を取得している被保険者（世帯型被保険者証所持者）につきましては、平成16年1月～3月末の間に順次変更することとしております。

ただし、平成16年4月30日までに合併することが判明している市町村に所在する事業所の被保険者・被扶養者については、合併が行われた後にカード切り替えが行われる予定でありますので、市町村合併が判明している市町村に所在する事業所を除き、世帯型の被保険者証はカード型切り替えが完了する平成16年3月31日限りとなります。

したがって、平成15年10月1日から平成16年3月末までの6ヶ月間はカード型の被保険者証と世帯型被保険者証の2種類が出回り、どちらも有効でありますので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

また、政管健保のカード型移行に関連して、健康保険法施行規則の一部を改正する省令が改正されましたので、併せてお知らせいたします。

なお、

- 1) 本件につきましては、日本医師会雑誌10月1日号に掲載されるとともに、日本医師会ホームページに掲載を予定されています。
- 2) 社会保険庁作成の政管健保被保険者向けポスター（医療機関用）及び医療機関での従事者向けパンフレットを各々 50 枚お送りいたしますので、貴会会員医療機関へ各々1枚配布いただきますようお願い申し上げます。

記

[政管健保について]

第1 政管健保の被保険者証のカード化について

1. 実施時期

平成15年10月1日から新規に被保険者資格を取得等した者の被保険者証の交付からカード型の様式に切り替える。(紙の世帯型被保険者証も破損等により再交付、被扶養者の追加等により記載事項が変更になる者についても1人1枚のカード様式に切り替える)

2. 被保険者証の材質、様式及び色

被保険者証の材質はプラスチック、その様式は別紙のとおり、カードはオレンジ色で黒印刷、カードの台地には偽造防止の印刷(SEIKANKENPO)が施されている。

また、高齢受給者証と兼ねる等、また裏面は記載事項の簡素化、住所欄を広げる等の若干の変更のため、様式の省令改正が行われた。

3. 被保険者証の表面記載事項

(1) 被保険者用の被保険者証

被保険者の表面に「本人(被保険者用)」とした。

(2) 被扶養者用の被保険者証

①被保険者証の表面に「家族(被扶養者用)」とした。

②家族用被扶養者用に「認定年月日」を追加。

ただし、社会保険庁において認定月日の記録を管理していない被扶養者については認定月日を記載しない。

③家族被扶養者用の「続柄」欄を削除。

4. 遠隔地被保険者証の廃止

被保険者証のカード化に伴い、本年10月1日以降の遠隔地被保険者証交付の事務は行われない。(1人1枚となるため、遠隔地被保険者証の必要性が無くなった。)

ただし、本年9月30日までに交付された遠隔地被保険者証については、カード型様式への更新が終了するまでの間(平成16年3月31日まで)は有効である。

第2 被保険者証の更新について

1. 実施時期

(1) 本年9月30日までに世帯型の被保険者証を取得した者

被保険者証の更新は、平成16年1月中旬から同年3月31日までの間に実施される。

(本年10月1日以降に取得する者は上記第1の1による。)

(2) 市町村等の合併に伴う地域に所在する事業所の被保険者

上記(1)に係らず、平成15年10月1日から平成16年4月30日までの間に市町村の合併等が予定されている場合、社会保険庁の郡市区符号が変更される市町村に所在する事業所の被保険者証の更新は、合併が行われた後に速やかに行われるが、遅くとも平成16年5月31日までには実施される。

2. 被保険者証の有効期限

現行の世帯型様式の被保険者証及び遠隔地被保険者証の有効期限は、前記1の更新が終了した日限り無効とする。

3. 健康保険被保険者資格証明書の発行

被保険者証及び遠隔地被保険者証の更新手続き中に医療機関に受診する場合、事業主は「健康保険被保険者資格証明書」を発行する。

[健康保険法施行規則等の一部を改正する省令について]

第1. 健康保険法施行規則関係

1. 高齢受給者証の交付の省略

カード型被保険者証に一部負担金の割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記することにより、高齢受給者証の交付に代えることができる（一部負担金の割合は表面に記載）。

紙の世帯型様式の被保険者証に一部負担金の割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記することにより、高齢受給者証の交付に代えることができる。

2. 注意事項等の省略（様式関係：被保険者証裏面）

ア 被保険者証等の注意事項等については、別途被保険者等に周知することにより省略することができる。（これにより、注意事項等の文字を大きくすることや、法令により義務付けられている事項以外の各保険者が記載することが有益であると考えられる事項を余白に記載することが可能となった。）

イ 被保険者証の余白は、各保険者の判断により写真を貼るなど、適宜使用可能とした。

3. 続柄の削除（様式関係：被保険者証裏面）

被保険者証等において、被扶養者の被保険者との続柄の欄を削除した。

4. 被扶養者の有無等の追加（様式関係：健康保険被保険者資格喪失届）

健康保険被保険者資格喪失届に添付すべき被保険者証の回収を徹底するため、

- ① 事業主に、被保険者に係る被保険者証の回収状況を記載させることとした。
- ② 事業主が、被扶養者の有無を記載する欄を追加した。

③ 保険者が、被扶養者に係る被保険者証の回収状況を記載する欄を追加した。

5. 施行期日及び経過措置（附則関係）

施行期日は、公布の日（平成15年8月29日）より施行される。

この省令（平成15年8月29日厚生労働省令第135号）による改正前の様式は、当分の間、改正後の様式とみなす。

第2. 国民健康保険法施行規則関係

1. 被保険者証の様式改正等（第7条の4、様式関係）

健康保険法施行規則の改正に準じた改正を行った。

2. 手続きの電子処理（第45条関係）

国民健康保険組合において、被保険者に関する手続きの裏面により行うこととされているものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

第3. 船員保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則関係

健康保険法施行規則の改正に準じた改正を行った。

保発第 0829003 号
庁保発第 0829001 号
平成 15 年 8 月 29 日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

社会保険庁運営部長
(公 印 省 略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 135 号）が、平成 15 年 8 月 29 日に公布され、同日より施行することとされたところである。

この改正の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下社会保険事務所等に対する周知を図り、その円滑な実施に配意されたい。

記

第 1 健康保険法施行規則関係

1 高齢受給者証の交付の省略（第 52 条関係）

被保険者証に一部負担金の割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記することにより、高齢受給者証（様式第 10 号）の交付に代えることができることとしたこと。なお、一部負担金の割合は表面に記載すること。

紙様式の被保険者証に一部負担金の割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記することにより、高齢受給者証（様式第 10 号）の交付に代えることも可能であること。

2 注意事項等の省略（様式関係）

ア 被保険者証等の注意事項等については、別途被保険者等に周知することに

より省略することができることとしたこと。

これにより、注意事項等の文字を大きくすることや、法令により義務付けられている事項以外の各保険者が記載することが有益であるとする事項を記載する余白を増やすことが可能となった。

省略することができる事項の具体例は、次のとおりである。

- ① 健康保険被保険者証（様式第9号）、健康保険特例退職被保険者証（様式第9号）、健康保険高齢受給者証（様式第10号）、健康保険標準負担額減額認定証（様式第11号）、健康保険特別療養証明書（様式第12号）、健康保険特定疾病療養受療証（様式第13号）及び健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（様式第14号）の「注意事項」
 - ② 健康保険被保険者手帳（様式第15号）の「事業主の方へ」及び「被保険者の方へ」
 - ③ 健康保険被保険者受給資格者票（様式第16号）の「使う人への注意」
 - ④ 健康保険被保険者特別療養費受給票（様式第17号）の「使う人への注意」
- 等

イ 被保険者証等の余白は、各保険者の判断により、写真を貼るほか、臓器提供の意思表示の記入欄又は臓器提供意思表示シールの添付欄とするなど、適宜使用して差し支えないこと。

また、記載事項の文字の大きさを変えること、特に強調したい文字の字体を代えることなどは適宜行って差し支えないこと。

3 続柄の削除（様式関係）

健康保険被保険者証（様式第9号(2)、様式第9号(4)）、健康保険特別療養証明書（様式第12号）、健康保険被保険者受給資格者票（様式第16号）、健康保険被保険者特別療養費受給票（様式第17号）等において、被扶養者の被保険者との続柄の欄を削除することとしたこと。

4 被扶養者の有無等の追加（様式関係）

健康保険被保険者資格喪失届（様式第8号）に添付すべき被保険者証の回収を徹底するため、

- ① 事業主に、被保険者に係る被保険者証の回収状況を記載させることとしたこと、
- ② 事業主が、被扶養者の有無を記載する欄を追加したこと、
- ③ 保険者が、被扶養者に係る被保険者証の回収状況を記載する欄を追加したこと。

5 施行期日及び経過措置（附則関係）

公布の日より施行されることとしたこと。

また、この省令による改正前の様式は、当分の間、改正後の様式とみなすこととしたこと。

第2 国民健康保険法施行規則、厚生年金保険法施行規則及び船員保険法施行規則
関係
健康保険法施行規則の改正に準じた改正を行ったこと。

〔写送付先 地方社会保険事務局事務所長〕
社 会 保 険 事 務 所 長

政府管掌健康保険の被保険者証の様式

1. 被保険者用

(表面)

健康保険 被保険者証		本人(被保険者)平成 年 月 日交付 記号 番号	
氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
資格取得年月日			
事業所所在地			
事業所名称			
保険者所在地			
保険者番号・名称		印	

(裏面)

注意事項	
1. 診療を受けようとするときには、この証をその都度 保険医療機関等の窓口で渡してください。	
2. 被保険者の資格が無くなったとき、その被扶養者で 無くなったとき、又は氏名が変更になったときは、こ の証をすみやかに事業主に返してください。	
3. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪と して懲役の処分を受けます。	
住 所	
(備考)	

2. 被扶養者用

(表面)

健康保険 被保険者証		家族(被扶養者)平成 年 月 日交付 記号 番号	
氏名		性別	
被保険者氏名			
生 年 月 日	年 月 日		
認定年月日	年 月 日		
事業所所在地			
事業所名称			
保険者所在地			
保険者番号・名称		印	

(裏面)

注意事項	
1. 診療を受けようとするときには、この証をその都度 保険医療機関等の窓口で渡してください。	
2. 被保険者の資格が無くなったとき、その被扶養者で 無くなったとき、又は氏名が変更になったときは、こ の証をすみやかに事業主に返してください。	
3. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪と して懲役の処分を受けます。	
住 所	
(備考)	

保保発第 0829001 号
平成 15 年 8 月 29 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公印省略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行
に伴う紙の被保険者証の様式改正について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 135 号）が平成 15 年 8 月 29 日に公布され、同日に施行されることに伴い、「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う被保険者証の様式について」（平成 15 年 2 月 25 日付け保保発第 0225002 号）の一部を次のように改めることとしたので、健康保険組合の指導に当たり、遺漏のないよう配意されたい。

なお、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 12 号）による改正前の健康保険法施行規則第 23 条に規定する健康保険被保険者証及び健康保険特例退職被保険者証の様式については、当分の間、本通知による改正後の様式によるものとみなす。

記

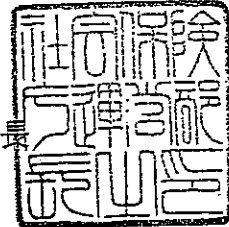
別紙 1（健康保険被保険者証）（二）中「被保険者との続柄」の欄を削り、同様式備考に「七 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。」を加える。

別紙 2（健康保険特例退職被保険者証）（二）中「被保険者との続柄」の欄を削り、同様式備考に「七 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。」を加える。

庁文発第 0627007 号の 2
平成 15 年 6 月 27 日

日本医師会長 殿

社会保険庁運営部長



政府管掌健康保険における被保険者証のカード化及び
被保険者証の更新の実施について

標記については、下記のとおり実施することといたしましたので、何分の御協力の上、貴会会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

記

第1 被保険者証のカード化について

1 実施時期

本年10月1日以降、被保険者資格の取得等に伴う被保険者証の交付に際しては、順次、紙の様式からカードの様式へ切り替えること。

2 被保険者証の材質、様式及び色

被保険者証の材質は、プラスチックとし、その様式は、別紙のとおりとし、その色はオレンジ色とすることとしたこと。

なお、様式の裏面の注意事項欄については、厚生労働省保険局において、簡素化することが可能であることも含めて検討中であること。

3 被扶養者に対して交付する被保険者証の表面の記載事項

(1) 認定年月日の記載

被扶養者に対して交付する被保険者証（以下「被扶養者証」という。）の表面には、被扶養者として認定された認定年月日を記載する予定であること。

ただし、当庁において認定年月日の記録を管理していない被扶養者については、認定年月日を記載しない予定であること。

(2) 続柄欄の削除

健康保険法施行規則で規定されている被扶養者証の続柄欄については、削除する予定であること。

4 遠隔地被保険者証の廃止

被保険者証のカード化に伴い、政府管掌健康保険においては、遠隔地被保険者証の交付に係る事務については、本年9月30日限り取扱わないこととしたこと。

ただし、同日以前に交付された遠隔地被保険者証については、被保険者証の更新が終了する日までの間、引き続き効力を有することとしたこと。

第2 被保険者証の更新について

1 実施時期

(1) 被保険者証の更新は、平成16年1月中旬から同年3月31日までの間に実施すること。

(2) (1)にかかわらず、平成15年10月1日から平成16年4月30日までの間に行われる予定の市町村の合併等に伴い、当庁において管理されている郡市区符号を変更する必要がある市町村に所在する事業所については、被保険者証の更新は、当該合併等が行われた後に速やかに、かつ、遅くとも平成16年5月31日までに実施すること。

2 被保険者証の有効期限

現行の被保険者証及び遠隔地被保険者証は、前記1の更新の終了日限り無効とすること。

3 健康保険被保険者資格証明書の発行

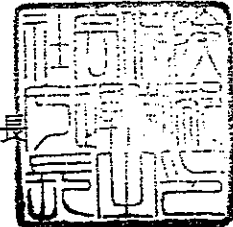
被保険者証の更新を受けるために現行の被保険者証及び遠隔地被保険者証を提出している間において、療養の給付（家族療養費を含む。）を受ける必要があるときは、事業主は、「健康保険被保険者資格証明書について」（昭和56年10月1日保険発第76号・庁保険発第15号通知）に基づき、健康保険被保険者資格証明書を発行することとしていること。



庁文発第 0829003 号の2
平成 1 5 年 8 月 2 9 日

日 本 医 師 会 長 殿

社会保険庁運営部長



政府管掌健康保険における被保険者証の一部改正について

政府管掌健康保険における被保険者証のカード化及び被保険者証の更新の実施については、本年6月27日庁文発第0627007号の2をもって通知したところですが、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第135号）の施行に伴い、標記様式を別紙のとおり改正しましたので、何分の御協力の上、貴会会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、今回の改正の内容については、次のとおりです。

1 被保険者証の裏面の注意事項

被保険者証の裏面の注意事項については、別途被保険者等に周知することにより、省略することができるものとされたため、政府管掌健康保険においては、別紙のとおり、特に重要な事項を記載することとしたこと。

2 被保険者証の表面の記載事項

被保険者証の表面には、別紙のとおり、改正後の健康保険法施行規則で定める事項のほか、次に掲げる事項を記載することとしたこと。

- ① 既に被保険者証のカード化を実施している保険者においては、診療報酬明細書の本人・家族の誤りを理由とした再審査等請求が増加しており、こうした記載誤りを可能なかぎり未然に防止するため、被保険者用の被保険者証にあつては「本人（被保険者用）」と、被扶養者用の被保険者証にあつては「家族（被扶養者用）」としたこと。
- ② 被扶養者用の被保険者証に認定年月日を追加することとしたこと。なお、当庁において管理している認定年月日を出力することとしていること。

政府管掌健康保険の被保険者証の様式

1. 被保険者用

(表面)

健康保険 被保険者証		本人(被保険者)平成 年 月 日交付 記号 番号	
氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日		
事業所所在地			
事業所名称			
保険者所在地			
保険者番号・名称		印	

(裏面)

注意事項	
1. 診療を受けようとするときには、この証をその都度 保険医療機関等の窓口で渡してください。	
2. 被保険者の資格が無くなったとき、その被扶養者で 無くなったとき、又は氏名が変更になったときは、こ の証をすみやかに事業主に返してください。	
3. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪と して懲役の処分を受けます。	
住 所	
(備考)	

2. 被扶養者用

(表面)

健康保険 被保険者証		家族(被扶養者)平成 年 月 日交付 記号 番号	
氏名		性別	
被保険者氏名	年 月 日		
生 年 月 日	年 月 日		
認定年月日	年 月 日		
事業所所在地			
事業所名称			
保険者所在地			
保険者番号・名称		印	

(裏面)

注意事項	
1. 診療を受けようとするときには、この証をその都度 保険医療機関等の窓口で渡してください。	
2. 被保険者の資格が無くなったとき、その被扶養者で 無くなったとき、又は氏名が変更になったときは、こ の証をすみやかに事業主に返してください。	
3. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪と して懲役の処分を受けます。	
住 所	
(備考)	

政府管掌健康保険被保険者証が 1人1枚のカードに変わります

第一段階

平成15年10月1日より、政府管掌健康保険に新たに加えられる方およびその被扶養者の方に被保険者証カードが交付されます。

※氏名変更・再交付の方も同様に交付されます。

第二段階

平成16年1月から3月の間には、すでに紙の被保険者証をお持ちの方が順次、被保険者証カードに変わります。

健康保険被保険者証	本人(被保険者)平成15年10月 記号 〇〇〇 いろは
氏名 社保太郎	
生年月日 昭和42年 7月 1日	
資格取得年月日 平成15年 10月 1日	
事業所所在地 〇〇市〇〇町〇〇 1-2-3	
事業所名称 (株)〇〇工業	
保険者所在地 〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇-〇	
保険者番号 名称 9999 〇〇〇 社会保険事務所 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇事務所)	印

注意事項

1. 診療を受けようとするときには、この証をその都度保険医療機関等の窓口で渡してください。
2. 被保険者の資格が無くなったとき、その被扶養者で無くなったとき、又は氏名が変更になったときは、この証をすみやかに事業主に返してください。
3. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

住所

(備考)

「本人」「家族」に 別々のカード

被保険者は「本人」、被扶養者には「家族」と書かれた被保険者証カードがそれぞれ交付されます。

受診の度に カードを提示

保険診療を受けようとする際は受診のつど被保険者証カードを提示していただきます。

住所欄は 自分で書いて

住所欄は
自署してください。

資格喪失時には 必ずカードを返却

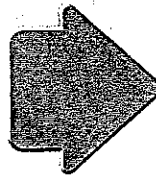
被保険者の資格が無くなったとき、被扶養者でなくなったときは被保険者証カードを事業主に必ず返却してください。

平成16年3月31日をもって紙の被保険者証は使用できなくなります。
(ただし、平成16年4月までに予定されている市町村合併等によって、被保険者証の記号を変更する必要がある場合は、平成16年5月31日までは使用できます。)

政府管掌健康保険の 被保険者証がカード化されます



世帯に一枚の紙の被保険者証から



被扶養者も含め一人に一枚ずつ交付する
新しいカード様式の被保険者証に変わります

いつから新しいカード様式になるのですか？

政府管掌健康保険の被保険者証については、平成15年10月1日以降、次に該当する方から、被保険者証カードが、被保険者及び被扶養者に一人一枚交付されることとなります。

- 1.平成15年10月1日以降、新たに政府管掌健康保険に加入される方。
- 2.現在、紙の被保険者証をお持ちの方で、平成15年10月1日以降に、
 - ①婚姻等により姓が変更となる方。
 - ②破損、き損などにより被保険者証の再交付を受ける方。
 - ③被扶養者の追加を行う必要がある方。

上記以外で現在の紙の被保険者証をお持ちの方は、平成16年1月から3月の間に、順次、被保険者証カードに更新されます。

紙の被保険者証はどうなりますか？

現在の紙の被保険者証は、平成16年3月31日をもって使用できなくなります。

ただし、平成16年4月までに予定されている市町村合併等により、被保険者証の記号を変更する必要がある市町村に所在する事業所[※]については、当該合併後に被保険者証カードへの更新を行うこととしていますので、当該事業所に係る紙の被保険者証は、平成16年5月31日までは使用できます。

- (注) ・市と市が合併して名前が変わる市に所在する事業所
・他の市に編入され、名前が変わる市町村に所在する事業所 等

被保険者証カードの様式については裏面をご覧ください▼

被保険者証カードの様式

新しい被保険者証カードは、被保険者用と被扶養者用の2種類があります。以下にカードの見本と相違点をお示ししますのでレセプトの「本人・家族」欄の書き間違い、入力間違いがないようご注意ください。

1. 被保険者証カードの表面

(被保険者用)	相違点1	(被扶養者用)
健康保険被保険者証 本人(被保険者)平成15年10月1日交付 00013 記号 ○○○○ いろは 番号 1		健康保険被保険者証 家族(被扶養者)平成15年10月1日交付 01015 記号 ○○○○ いろは 番号 1
氏名 シホ 太郎 性別 男	相違点2	氏名 シホ ハコ 性別 女
生年月日 昭和42年 7月 1日		生年月日 昭和43年 7月 12日
資格取得年月日 平成15年10月1日	相違点3	認定年月日 平成15年10月1日
事業所所在地 ○○市○○町○○ 1-2-3		事業所所在地 ○○市○○町○○ 1-2-3
事業所名称 (株)○○工業		事業所名称 (株)○○工業
保険者所在地 ○○市○○町○○ ○-○-○		保険者所在地 ○○市○○町○○ ○-○-○
保険者番号・名称 9999 ○○○○ 社会保険事務局 (○○○○○○○○○○○事務所) 印		保険者番号・名称 9999 ○○○○ 社会保険事務局 (○○○○○○○○○○○事務所) 印

相違点1

被保険者用は「本人(被保険者)」、被扶養者用は「家族(被扶養者)」と記載されています。

相違点2

被扶養者用には、被扶養者の氏名の下に被保険者名が記載されます。

相違点3

生年月日の下に被保険者用には「資格取得年月日」、被扶養者用には「認定年月日」が記載されます。(ただし、社会保険庁で認定年月日を管理していない場合、タイトルも含め認定年月日が記載されません。)

留意事項

被保険者証カードに記載する氏名について、社会保険庁で管理していない漢字等がある場合には、被保険者用、被扶養者用に関わらず、カナ文字で記載されることとなります。

2. 被保険者証カードの裏面

注意事項
1. 診療を受けようとするときには、この証をその都度、保険医療機関等の窓口で渡してください。
2. 被保険者の資格が無くなったとき、その被扶養者で無くなったとき、又は氏名が変更になったときは、この証をすみやかに事業主に返してください。
3. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
住所
(備考)

●裏面については、被保険者用と被扶養者用で共通となります。

●資格がなくなった後の受診を防止するため、被保険者証は、受診の都度、毎回確認をしていただくようお願いします。

●被保険者証が交付された際には、住所欄を自署することとされています。

偽造防止策について

新しい被保険者証カードには、表面に特殊インクによる印刷を施しており、カードを斜めに傾けると「SEIKANKENPO」の文字が浮かんで見えます。